

・解答

|    | 借方科目                      | 金額                                | 貸方科目               | 金額                   |
|----|---------------------------|-----------------------------------|--------------------|----------------------|
| 1  | 当座預金                      | 1,800,000                         | 資本金<br>資本準備金       | 900,000<br>900,000   |
| 2  | (試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除) |                                   |                    |                      |
| 3  | 当座預金<br>有価証券売却損           | 1,932,000<br>60,000               | 売買目的有価証券<br>有価証券利息 | 1,960,000<br>32,000  |
| 4  | 減価償却費<br>建物減価償却累計額<br>未決算 | 100,000<br>1,200,000<br>2,700,000 | 建物                 | 4,000,000            |
| 別解 | 減価償却費<br>建物減価償却累計額<br>未決算 | 100,000<br>1,300,000<br>2,700,000 | 建物減価償却累計額<br>建物    | 100,000<br>4,000,000 |
| 5  | 法人税等                      | 2,000,000                         | 仮払法人税等<br>未払法人税等   | 900,000<br>1,100,000 |

・解説

1. 増資時の新株発行に関する問題です。

本問のように「会社法が認める最低額を資本金とする」という指示がある場合は、払込金額総額から資本金組み入れの最低額（＝払込金額の二分の一）を差し引いた額を資本準備金として処理します。

実際に計算する場合は払込金額総額 1,800,000 円（＝2,000 株×900 円/株）を 2 で割って、それぞれを資本金・資本準備金で処理するだけです。

■会社法・445 条 2 項…前項の払込み又は給付に係る額の二分の一を超えない額は、資本金として計上しないことができる。

■会社法・445 条 3 項…前項の規定により資本金として計上しないこととした額は、資本準備金として計上しなければならない。

最低組み入れ額の規定は「できる」規定で、必ずしも二分の一が強制されるわけではないので、誤解のないようにしてください。あくまでも、**問題文に指示がある場合にのみ適用**されるものです。

新株発行に関する問題は、第 114 回の問 1や第 120 回の問 2、第 127 回の問 1、第 130 回の問 4、第 131 回の問 4、第 133 回の問 4、第 137 回の問 4、第 140 回の問 1、第 143 回の問 3、第 146 回の問 4でも出題されているので、あわせてご確認ください。

2. (試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)

3. 有価証券の売却に関する問題です。

本問は「有価証券利息を受け取った仕訳」と「売買目的有価証券を売却した仕訳」を分けて考えることをおすすめします。

ではまず「有価証券利息を受け取った仕訳」を考えてみましょう。

問題文に「端数利息は1年を365日として日割りで計算する」とあるので、前回の利払日の翌日から売却日までの146日分（＝31日＋30日＋31日＋31日＋23日）の有価証券利息を計上します。これは以下のような計算式で算定します。

$$2,000,000 \text{ 円} \times 4\% \times 146 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 32,000 \text{ 円}$$

★解答①

(借) 当座預金 32,000 / (貸) 有価証券利息 32,000

では次に「売買目的有価証券を売却した仕訳」を考えますが、こちらは簡単なので特に問題はないと思います。有価証券の売却損益は、**帳簿価額と売却価額の差額**で求めます。

■有価証券の帳簿価額＝2,000,000円×0.98＝1,960,000円

■有価証券の売却価額＝2,000,000円×0.95＝1,900,000円

■差額＝60,000円（帳簿価額＞売却価額…**売却損**）

★解答②

(借) 当座預金 1,900,000 / (貸) 売買目的有価証券 1,960,000

(借) 有価証券売却損 60,000

最後に2つの仕訳をまとめて解答用紙に記入すれば完了です。

このように取引を分解して考えると簡単なので、参考にいただければ幸いです。

有価証券の売却に関する問題は、第105回の間2や第107回の間1、第111回の間1、第113回の間2、第116回の間2、第118回の間4、第119回の間3、第121回の間2、第125回の間2、第133回の間2、第137回の間5でも出題されているので、あわせてご確認ください。

4. 固定資産の滅失に関する問題です。

本問は、期中の火災により建物が焼失していますが、問題文に「**当期の減価償却費を月割りで計上する**」とあるので、まず当期の減価償却費を計算します。

なお、当期の減価償却費は、12か月分ではなく**10か月分**（平成20年4月1日～平成21年1月31日）なので間違えないように気をつけてください。

$$4,000,000 \text{ 円} \times 0.9 \div 30 \text{ 年} = 120,000 \text{ 円} / \text{年}$$

$$120,000 \text{ 円} \times 10 \text{ か月} / 12 \text{ か月} = 100,000 \text{ 円}$$

期首の建物減価償却累計額の金額は問題で与えられているので、当期の減価償却費を計算したら取得原価からこれらを差し引いて事故時の帳簿価額を計算します。

取得原価 4,000,000 円－建物減価償却累計額 1,200,000 円－減価償却費 100,000 円＝焼失時の帳簿価額 2,700,000

円

★解答仕訳

(借) 減 価 償 却 費 100,000 / (貸) 建 物 4,000,000  
(借) 建物減価償却累計額 1,200,000  
(借) 未 決 算 2,700,000

なお、上記の仕訳は、「当期の減価償却の処理」と「滅失時の処理」を1本の仕訳にまとめていますが、まとめずに別々に処理しても構いません。その場合、借方と貸方の建物減価償却累計額の金額が変わるので仕訳をご確認ください。

★別解

(借) 減 価 償 却 費 100,000 / (貸) 建物減価償却累計額 100,000  
(借) 建物減価償却累計額 1,300,000 / (貸) 建 物 4,000,000  
(借) 未 決 算 2,700,000

■参考問題 1…その後、保険会社から満額の 3,000,000 円の保険金を支払う旨の連絡があった。

☆参考

(借) 未収入金 3,000,000 / (貸) 未 決 算 2,700,000  
(貸) 保険差益 300,000

■参考問題 2…その後、保険会社から 2,000,000 円の保険金を支払う旨の連絡があった。

☆参考

(借) 未収入金 2,000,000 / (貸) 未決算 2,700,000  
(借) 火災損失 700,000

固定資産の滅失に関しては、「滅失時（本問の解答仕訳）」または「保険金の受取額確定時（上記の参考問題）」のどちらかの仕訳が問われます。

仕訳のポイントは、「**固定資産が滅失したときの帳簿価額を未決算勘定に振り替える**」「**保険金の受取額が確定したら、未決算勘定との差額を特別損益で処理する**」の2点です。

固定資産の滅失に関する問題は、第 100 回の間 3や第 108 回の間 3、第 109 回の間 5、第 114 回の間 4、第 119 回の間 5、第 126 回の間 1、第 131 回の間 1、第 138 回の間 1でも出題されているので、あわせてご確認ください。

5. 法人税等に関する問題です。

本問に限らず、日商簿記検定 2 級の第 1 問で出題される法人税等に関する仕訳問題は、必ず中間納付が絡んでくるので、先に中間納付時の仕訳を書き出してから解答すべき仕訳を考えましょう。

☆参考・中間納付時の仕訳

(借) 仮払法人税等 900,000 / (貸) 現金など 900,000

上記の中間納付時の仕訳を考慮したうえで、解答すべき仕訳を考えます。

具体的には、借方に計上されている仮払法人税等勘定を貸方に計上して相殺消去し、確定した法人税等の額（問題文で与えられます）を法人税等勘定を使って借方に計上し、貸借差額を未払法人税等勘定で処理します。

★解答・決算時の仕訳

(借) 法人税等 2,000,000 / (貸) 仮払法人税等 900,000  
(貸) 未払法人税等 1,100,000

法人税等に関する問題は、第 102 回の問 2や第 107 回の問 2、第 112 回の問 3、第 113 回の問 3、第 119 回の問 4、第 127 回の問 5、第 136 回の問 2でも出題されているので、あわせてご確認ください。